

報告第三号

令和七年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和七年六月十一日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文



財 第 110 号  
令和7年5月27日

大分県教育委員会  
教育長 山田 雅文 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議案名
  - ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- 2 議案提出県議会
  - 令和7年第2回定例会

教委教改第261号  
令和7年5月30日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会  
教育長 山田雅文

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和7年5月27日付け財第110号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

教育庁教育人事課

## 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

## 1 改正の内容

令和7年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のとおり改正する。

	第1号(県立学校職員)	第2号(市町村立学校県費負担教職員)
改正後	3,550人	7,076人
改正前	3,529人	7,099人
増減	21人	▲23人

## 2 増減の内訳

## (1) 県立学校

	高等学校	特別支援学校	中学校	計
改正後	2,296人	1,224人	30人	3,550人
改正前	2,310人	1,193人	26人	3,529人
増減	▲14人	31人	4人	21人

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
改正後	4,521人	2,555人	7,076人
改正前	4,524人	2,575人	7,099人
増減	▲3人	▲20人	▲23人

## 【参考】児童・生徒数等の前年度比較

## (1) 県立学校

	高等学校※	特別支援学校	中学校	計
R7	22,800人	1,675人	358人	2,033人
R6	23,000人	1,609人	359人	1,968人
増減	▲200人	66人	▲1人	65人

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
R7	51,875人	27,462人	79,337人
R6	53,359人	27,743人	81,102人
増減	▲1,484人	▲281人	▲1,765人

※高等学校は収容定員を記載している